

建部町総合スポーツセンター草刈り業務委託
仕様書

1. 委託名 建部町総合スポーツセンター草刈り業務委託
2. 目的 建部町総合スポーツセンター内の芝育成及び芝・草刈り
3. 場所 岡山市北区建部町川口48番地先 建部町総合スポーツセンター
4. 期間 令和8年4月1日から令和8年11月30日
5. 業務の概要
別添、業務内容書を参照。
6. 処分先 刈り取りした芝・草については、岡山市北区御津下田のタマタイ産業(株)に搬入することを見込んでいる。
再資源化施設については、積算上の条件明示であり、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
7. 業務責任者の選任
受託者は、業務を適正に実施し、かつ市担当者との連絡を円滑に行うため、業務責任者を選任し、岡山市へ届け出なければならない。
8. 着手届、業務責任者届、工程表の提出
受託者は委託業務着手の時期までに着手届、業務責任者届、工程表を岡山市に提出しなければならない。
9. 完了通知書、作業日報、委託業務写真の提出
受託者は委託業務が完了したときは、完了通知書、作業日報、委託業務写真を岡山市に提出しなければならない。
10. 支払い 委託金額の支払いは、委託業務検査終了後、受託者の請求により支払うものとする。
11. その他 (1) 費用負担
①業務に要する機械、用具等は市が受託者に対し無償貸付する。
電力、水は市が負担するが燃料については受託者の負担とする。
②特別に必要な消耗品等が発生した場合は、岡山市と受託者で別途協議のうえ決定する。
(2) 損害賠償
①既存の施設・設備等に損害を与えた場合は、速やかに岡山市に報告し、受託者負担で速やかに原状復旧すること。ただし、天災その他不可抗力によって生じた損害の負担については、岡山市と受託者で協議のうえ決定する。
②受託者の故意・過失等により岡山市及び第三者に迷惑、損害を与えた場合は、受託者において損害賠償を行うこと。
(3) その他
本委託業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、岡山市と書面で協議し、その結果に従うこと。
12. 担当者・連絡先
建部町B&G海洋センター 担当 信定 086—722—1661